

秋田県版GAP団体事務局用確認基準

秋田県版GAP（農業生産工程管理）確認制度実施要領第4（3）の規定による、団体事務局の調査について団体事務局用確認基準（以下、「基準」という。）を定める。

（確認の要件）

1 団体認証を受ける場合は、この基準にすべて適合しなければならない。

（団体の要件）

2 秋田県版GAP確認制度の団体認証を受けることができる団体（以下、「団体」という。）は、次のとおりとする。

- （1）団体は、秋田県版GAPの確認を受けようとする複数生産者（以下、「生産者」という。）で構成される組織であり、構成員、代表者、事務局、意思決定方法、役割分担の定めがあること。
- （2）団体の事務を行う団体事務局（以下、「事務局」という。）及びその責任者を置いていること。
- （3）生産者に指導・助言を行う体制があり、秋田県版GAPの実践状況を取りまとめしていること。
- （4）生産者に、関係法令・国又は県の通知等について、必要な情報を伝えていること。

（内部監査の実施）

3 団体として次のとおり内部監査を実施していること。また、その記録を3年間保存していること。

- （1）事務局責任者とは異なる内部監査の責任者を置いていること。
- （2）内部監査の責任者は、秋田県版GAPの内容を理解していること。
- （3）県の現地調査日の前1年以内に全ての生産者及び団体事務局に対して内部監査を実施していること。
- （4）内部監査の結果は、団体の代表者及び事務局責任者に通知されるとともに、不適合があった場合には是正措置が適正にとられていること。

（問題発生等に対する措置）

4 事故の発生や苦情等に対応する団体の定めがあり、適切に対応していること。また、その記録を残していること。

（その他）

5 この基準に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

（附則）

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、平成30年11月1日から一部改正する。